

平成30年第3回

香美市議会臨時会会議録

平成30年 4月26日 開 会
平成30年 4月26日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 3 0 年 第 3 回

香美市議会臨時会会議録

平成 3 0 年 4 月 2 6 日 木曜日

平成30年第3回香美市議会臨時会会議録

招集年月日 平成30年4月26日（木曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 4月26日木曜日（会期第1日） 午前 9時41分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	石 川 彰 宏
8番	島 岡 信 彦	19番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	20番	小 松 紀 夫
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	明 石 清 美
副 市 長	今 田 博 明	福祉事務所長	佐 竹 教 人
総 務 課 長	山 中 俊 明	農 林 課 長	西 本 恭 久
企画財政課長	川 田 学	商工観光課長	竹 崎 澄 人
会計管理者兼会計課長	森 安 伸	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	秋 月 建 樹	建設課林業土木担当参事	澤 田 修 一
定住推進課長	中 山 繁 美	環境上下水道課長	安 井 幸 一
防災対策課長	中 山 泰 仁	《香北支所》	
市民保険課長	植 田 佐 智	支 所 長	黍 原 美貴子
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	《物部支所》	
税務収納課長	公 文 薫	支 所 長	近 藤 浩 伸

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	野 島 恵 一	生涯学習振興課長	岡 本 博 章

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

- 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成 29 年度香美市一般会計補正予算（第 13 号）
- 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成 29 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 承認第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成 29 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 承認第 4 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成 29 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（
第 3 号）
- 承認第 5 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成 29 年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 承認第 6 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成 29 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第
4 号）
- 承認第 7 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成 29 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第
5 号）
- 承認第 8 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成 29 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正
予算（第 1 号）
- 承認第 9 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成 29 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
- 承認第 10 号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 11 号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 同意第 1 号 副市長の選任について
- 同意第 2 号 教育委員会教育長の任命について
- 同意第 3 号 教育委員会委員の任命について
- 同意第 4 号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第 5 号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 同意第 6号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任について
同意第 7号 香美市固定資産評価員の選任について
同意第 8号 監査委員の選任について
同意第 9号 監査委員の選任について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成30年第3回香美市議会臨時会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成30年4月26日(木) 午前9時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告
1. 議長の報告
2. 市長の報告
(1) 専決処分事項の報告について
報告第 9号 損害賠償の額の決定及び和解について
報告第10号 損害賠償の額の決定及び和解について
(2) 行政の報告並びに提案理由の説明
日程第4 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成29年度香美市一般会計補正予算(第13号)
日程第5 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成29年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
日程第6 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成29年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
日程第7 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
日程第8 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成29年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
日程第9 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成29年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)

- 日程第10 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）
- 日程第11 承認第 8号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成29年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第12 承認第 9号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 承認第 10号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 承認第 11号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 同意第 1号 副市長の選任について
- 日程第16 同意第 2号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第17 同意第 3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第18 同意第 4号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第19 同意第 5号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第20 同意第 6号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第21 同意第 7号 香美市固定資産評価員の選任について
- 日程第22 同意第 8号 監査委員の選任について
- 日程第23 同意第 9号 監査委員の選任について
- 日程第24 香美市選挙管理委員及び同補充員の選挙について
- 日程第25 議員派遣の件

会議録署名議員

6番、濱田百合子さん、7番、村田珠美さん（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時41分 開会 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達しておりますので、これから平成30年第3回香美市議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今臨時会を通じて6番、濱田百合子さん、7番、村田珠美さんを指名します。両名はどうぞよろしくお願いをいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長からの報告を求めます。議会運営委員会委員長、比与森光俊君。

○議会運営委員会委員長（比与森光俊君） おはようございます。16番、比与森です。本日招集されました平成30年第3回香美市議会臨時会の運営につきまして、先ほど開催されました議会運営委員会の協議の結果をご報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました予定表のとおりであります。本日1日といたします。なお、会期の延長を必要とする場合につきましては、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日の臨時会に付議された提出議案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、審議に付し、本会議方式により採決いたします。

なお、同意第1号から第9号までの人事案件につきましては、香美市議会運営申し合わせ事項第6項第2号の規定により質疑、討論を省略いたします。

次に、その他協議事項として、選挙管理委員及び同補充員の選挙について協議いたしました。選挙管理委員及び同補充員が5月24日に任期満了となるため、議会において選挙すべき事由が生じたもので、選挙の方法につきましては指名推選により行うことになりました。

その他議会運営につきましては、従来のとおりですので議員各位の格段のご協力よろしくお願いたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 委員長の報告を終わります。

お諮りをします。今臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日1日としたいと思いません。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたし

ました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたとおり、お手元にお配りをしております予定表のとおりでございます。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

市長から地方自治法第180条の規定により、報告第9号及び報告第10号の専決処分事項について報告がありました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出をされております。

その他の報告事項につきましては、お配りをしました議長報告書のとおりです。

日程第4、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成29年度香美市一般会計補正予算（第13号）から日程第23、同意第9号、監査委員の選任についてまで、以上20件を一括議題とします。

行政の報告及び提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） おはようございます。平成30年第3回香美市議会臨時会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には日々地域福祉の向上、また地域活性化などのためにご尽力をいただくとともに、香美市市政、行政の充実・発展のために特段のご支援、ご協力を賜っていることに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、このたび私、さきの市長選挙によりまして、再び香美市政、行政運営の重責をあずかることとなりました。皆様に深く感謝申し上げますとともに、香美市充実・発展のために、これまで以上に力を尽くしてまいりたい決意でございますので、どうかよろしくお願いをいたします。

香美市はさまざまな資源、またさまざまな可能性があるというふうに私は考えております。すぐれた人材や意欲を持った人材も多くおられますし、各界ともそれぞれ人的交流の輪も広がっております。香美市の持てる社会的、また人的な資源や環境などを最大生かすとともに多くの皆さんの参加と協働があるならば、必ず地方創生、元気な香美市は実現できると確信をいたしておるところでございます。このため全力を挙げる所存であります。

地域産業の強化、地域経済に活力をもたらす事業を初め、次代を担う子どもたちが生き生きと育つよう子育ての応援、また教育の充実を進めなければなりません。また、後継者・人材づくり、若い力を生かしたまちづくり、誰もが安心・安全で笑顔で暮らせるまちづくりは大切であります。前進を図ってまいりたい所存であります。そのためには情報公開、また市民参加の開かれた行政をもっともっと積極的に推進しなければならないと考えております。加えてこれらの事業や取り組みを進めるに当たっては、二元代表制を尊重するもとの、ご提言などを賜り着実かつスピード感を持って進めてまいりたいと、

こういうふうを考えております。

では、今臨時会に提案をいたしました議案につきましてご説明を申し上げます。

今臨時会に提案をいたしました議案は、損害賠償の額の決定及び和解についての報告2件、平成29年度香美市一般会計補正予算（第13号）を初めとする専決処分の承認を求めることの承認11件、副市長の選任についてを初めとする選任・任命に関する同意9件の計22件でございます。詳細につきましてはそれぞれ担当者よりご説明申し上げますので、十分なるご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上申し上げまして、開会に当たりましての私からの挨拶にかえさせていただきます。

○議長（小松紀夫君） 行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

これから、報告第9号及び報告第10号について質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

報告第9号、これ2月の15日の専決で22万547円か、これ車両の関係だったと思いますが、そのときは香美市が9割、相手が1割という報告を受けたと思います。実際、今回負傷の部分に対してということですが、1つ聞きたいのは当方側は何もなかったのか、まあないと思いますが、実際その部分の負傷の程度等も踏まえたこの賠償金額の状況ですわね、どれだけの治療等を要したのか、ちょっとお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 申しわけございません。ちょっとこの件につきましては、後ほど報告させていただきます（後に答弁あり）。申しわけございません。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。山崎龍太郎議員、後ほどでいいですか。休憩にして調べてきてもよろしいですが。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 議長にお任せします。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午前 9時51分 休憩）

（午前10時00分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 申しわけございませんでした。事故の詳細については、1月の29日に起こった事故でありまして、翌日に体が痛いということで通院を始められております、2日間ですが。そこで頸椎捻挫ということで賠償金を100%、うちのほうで負担するというところで和解ができております。

以上です。

- 議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。
- 13番（山崎龍太郎君） わかりました。ただ、頸椎捻挫ということであるんやったら、2日間の治療であとはもう同意してこの金額でおさまったということで、そういうことになるとまた後遺症的に後々何かあるとかいう、その後の申し出とかいうことはなかったのか、再度の確認です。
- 議長（小松紀夫君） 管財課長、秋月建樹君。
- 管財課長（秋月建樹君） 診断日が1月30日・31日で継続ということで診断書が出てきておまして、細部説明書にもございますように、4月6日にもう治癒ということで和解をしたという形になっております。
- 議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。
13番、山崎龍太郎君。
- 13番（山崎龍太郎君） ということは、ごめんなさい、ちょっと見抜かってましたが、実際その間の2日間の治療じゃなくて、継続した治療の中のこちらの負担額が、損害賠償の額が3万7,488円ということでよろしいんですね。
- 議長（小松紀夫君） 管財課長、秋月建樹君。
- 管財課長（秋月建樹君） そのとおりでございます。総治療日数10日ということで来ております。
- 議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。
12番、山崎晃子さん。
- 12番（山崎晃子君） 報告第10号でお聞きいたします。
この事故のほう、浄化槽のふたを踏み破損をしたということですがけれども、この浄化槽のふたっていうのは通常車が載っても壊れないようなものかと思うんですがけれども、どういう状況やったのかお聞きをいたします。
- 議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。
- 商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。
今回の事故につきましては、楠目の民間事業者へ公用車で荷物をとりに行った際に発生したものでございますが、先ほどのご質問にありましたように、この公用車が2トンのトラックで荷物をとりに行ったということでございまして、乗用車よりも車重があったということも原因の1つと考えております。
- 議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。
- 議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。
ほかに質疑がないようですので、以上で報告に対する質疑を終わります。
お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がございましたが、今臨時会に提案された議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、今臨時会に提案をされた議案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、日程第4、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成29年度香美市一般会計補正予算（第13号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成29年度香美市一般会計補正予算（第13号）を説明いたします。

承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

平成30年4月26日提出、香美市長 法光院晶一

専決処分事項、平成29年度香美市一般会計補正予算（第13号）

平成29年度香美市一般会計補正予算（第13号）

平成29年度香美市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11億3,836万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ184億336万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年3月30日専決、香美市長 法光院晶一

今回の専決処分による予算補正は、地方譲与税、地方交付税、特別交付税の国庫金、地方消費税交付金等の各種交付金及び市債の額が確定したこと等により行ったものです。

なお、第1表 歳入歳出予算補正4ページから10ページまでと、歳入歳出補正予算事項別明細書14ページから16ページまでと、款項目節の内訳17ページから47ページまでにつきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので省略させていただきます。

続きまして、11ページから12ページまでの第2表 繰越明許費補正につきましては説明いたします。繰り越しにつきましては今回追加が31件、変更が4件となり、5億4,106万7,000円を追加し、総額19億4,242万4,000円となりました。なお、追加分の繰り越し理由につきましては、議案細部説明書13ページから14ページの別紙繰越理由のとおりでございます。

次に、13ページの第3表 地方債補正につきましては10事業について変更し、1

億6,460万円減額し、限度額を22億4,680万8,000円としました。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

なお、本年度の一般会計に係る市債の内訳につきましては、議案細部説明書15ページから16ページにお示ししているとおりでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 補足説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） それでは、歳入の21ページでお聞きをいたします。

国庫支出金の1目、民生費国庫負担金の10節、子どものための教育・保育給付費負担金です。細部説明書のほうは3ページの下のほうにあります。

こちらのほうで減額補正が1,985万2,000円ということになっております。これ当初予算を見ましたら、9,177万8,000円であったものが1,985万2,000円、今回の補正で減額をされるということになっておりました。大体2割ぐらいが減額補正ということになっておいて、これもともと予算立てしたとき、子どもの数に合わせて予算立てをしておると思うんですけども、この減額になった理由、これをお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

この子どものための教育・保育給付費負担金につきましては、私立の施設型給付費、私立保育所でありますとか認定こども園、地域型給付、小規模保育事業者Bとか事業所内保育所の部分でありまして、前年度予算等と比較して予算を組んでおりますけれども、こちら辺はちょっと入所の見込みがはっきり立たない部分がございます、どうしても最終的に調整が必要になってくるということでの減額になっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） これ申請をして給付を受けるという形になっておると思うんですが、実際にその保育を利用してはおるけれども申請をしてないとか、そういったことはないのか、あわせてお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 基本的に、申請していないということはないと考えております。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 依光です。

関連ですが、この国庫支出金の国庫負担金、先ほど森田議員が問われた子どものための教育・保育給付費負担金ですが、3月に補正しましたよね、その時点ではわからなか

った。3月から今回までに2,000万円ぐらいの減額補正になってるんですが、この1カ月ぐらいの間にこんなになるものでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

3月にも500万円の減額をしておりますけれども、なかなか最終の数字が上がってくるのがもう3月も過ぎてになりますので、最終的に実績を見てみたらこのぐらい減額になったので、今回もうマイナスさせていただいております。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 歳出歳入全般についてちょっとお伺いしたいと思っております。

これは今年度に限ったわけじゃないんですが、もう最終の段階で当初の予算と決算額に大きな開きがあるというのは大変これは問題だと思っております。毎年その当初予算を編成する場合に、対前年度をベースにして多分組んでると思います。ところが、対前年度もその前の年度も同じように減額されるような当初予算で組んでるということで、こういう多額の減額補正が生じるんだろうと思っております。

何が問題かと言いますと、例えば制度上はあっても、5年も10年も使われてない補助金もあるわけです。それはもう必要であれば補正で計上すべきだと思いますし、ほんでこういう予算の計上の仕方をしますと、やはり必要な予算が当初に組めないというふうな問題があるというふうに思っております。もうそろそろ決算額をベースにして予算の編成を見直したらどうですか。もう毎年こんなようなことになっていきますが、どうなんでしょう。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

議員のおっしゃるとおり非常に減額が多いわけですが、予算を編成するときには、言われましたように前年も見ますし、当然決算の見込みと前々年度の決算額も見ます。それから、あと各課から上がってきたその積算内訳も見ますが、結果的にこういう状況になってますので、今後はより精度を上げていけるように努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 実際、企画財政課もヒアリングをしているはずですし、最終的には市長ヒアリングもあるわけですから、結果毎年こういうことになる、じゃあヒアリングは一体何してるんだということになりますので、きちっと精査した上で予算を編成するようにしていただきたいというふうに思います。お答え結構です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 私も関連ですが、今回減額が本当に多い。

今、課長の説明によると、その予算を組むときに前年度の予算・決算とか前々年度も見て予算を立ててるということですが、それと比べてもおかしい、当然おかしいということもありますので、そこな辺のチェックと、それから年度始まって事業をし始めて、これはおかしいって、前年度の決算が出たときに違うって明らかになることもあるがです。だけど、そのままっていうのもあるんですよ。だから、今回は入札なんか入札減、減になることはいいけれど、その金額は当初より2分の1、ひどいのは3分の1になってますよね。だから、そこな辺は本当にもっと厳格にやってもらいたいと思います、貴重な財源ですので。ぜひその辺も引き続いてよろしくお願いします。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 歳出でも構いませんよね。

○議長（小松紀夫君） はい。

○6番（濱田百合子君） 34ページで伺います。

19節に負担金、補助金及び交付金がありまして、その中の説明で地区敬老会補助、これが100万円余り減額になってるんですけども、平成29年度も今年度の平成30年度も見ましたら同じ予算額が計上されています。それで、こういった100万円ほどの減額があるということ考えたときに、やはりもう少しその敬老会のあり方について、参加者1人1,500円、そして参加してない方には400円となっていますけれども、なかなか自治会はやるのに持ち出しが多いという声も聞いておりますので、この辺2年連続こういうふうな形になっているということ考えたときに、この100万円余りの減額をもう少し考慮して、予算立ての分も含めましてその精度の見直しですね、額も含めてその辺のことを考えなければならぬんじゃないかなと思います。その辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

100万円余りの減額だったんですが、やはり敬老会は対象者が5,800人いますので、平成29年度は3,387人という参加者です。それ以上参加者をふやしたいという意向で予算は組んでおります。今回減額しましたが、やはりまだ参加してない地区もありますので、啓発してある程度敬老会ができますよう進めていきたいと考えております。そのために予算を組んでおります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） これ一般質問でもしたことがあるんですけども、なかなか敬老会を開きたくてもその段取りがなかなかできない自治会もありまして、ほんで、先ほども言いましたように持ち出しが多いということもあるんですよ。なので、以前よ

りは1,500円になり、そして参加できない方にも400円ということにはなっていますけれども、再度この額のあり方ですね、ずっとできてるところはできて、できてないところは同じように困難さがあるということが続いているように思うんですが、その辺のことを今後考えていっていただきたいなと思うところです。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

この敬老会につきましては地区で開催していただくというのが基本でして、そういう形で進めていきたいということもあり、今後そういった改善点とかいうのを一応検討はしていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 4番。繰越明許費補正に関連してちょっとお尋ねをします。

11ページの上から2つ目のセレネ広場アンパンマン遊具修繕事業、それと関連してしますので、7商工費のほうのそのザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート内廃棄物処理事業ですね、これは3月30日ということなんで、その後の現状をちょっと一旦お尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

セレネ広場のアンパンマンの遊具の修理につきましては、やはり修繕に伴う人件費と資材の確保が困難ということになりまして、平成30年6月29日まで延期をとということにしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

ご質問のザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートにつきましては、こちらはホテル開業に際しまして、以前に使用していた什器類等を処分する必要が生じたところで、予算措置を3月にしたものでございます。ですが、使用・不使用の物品整理に時間を要しまして、年度末までに完了することができない見込みとなったため繰越しをしたものでございます。あとの結果は、4月中に事業がもう既に完了してございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） その遊具は修繕せないかんということやけど、現状大丈夫なわけ？もう連休も近く、子どもたちもたくさん来ると思うけど。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

今回の修繕につきましては、全面的な塗装が色が変わっているということもあり、一部取りかえということもありますが、やはり安全面というのは確保しております。健康センターセレネのほうは毎日確認しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 33ページでお伺いをいたします。

3款、民生費の1項、社会福祉費、3目の障害者福祉費の20節、扶助費の中にある障害者総合支援介護給付と障害者総合支援訓練等給付、こちらの減額補正です。こちらの補正も去年の補正で言うと、それぞれ1,300万円であったものが介護給付5,700万円にふえており、そして、訓練等給付のほうは昨年度は500万円の減額であったものが1,400万円と、少しイレギュラー的なものにも対応できるように予算は多目にとるものに、この障害者支援給付にはそういう傾向があると思いますけれども、去年よりは大幅にふえておると、そういったことになっておる背景をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えをいたします。

障害者総合支援給付のうち介護給付に関しましては、同額分を議員おっしゃるように過大に見込んでおったということが、今回の実績から見てみてとれます。逆に訓練等給付に関しましては、平成28年度に比べ1,200万円ぐらいの減ということで、見込み違いはそれほどはなかったのではないかというふうに思っております。いずれにしても、少しの給付対象者の増減によりまして、結果、実績額が大きく異なってくるというような事業でございますので、なかなか想定ということが難しかったのではないかというふうに考えておりますけれども、依光議員のご指摘にもありましたように、もう少し総合支援事業自体の歴史も積み重なってきたところでございますので、より精査をして予算どりに努めていきたいというふうに思っております。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 積極的に予算を確保しに行くというのは、特にそういう面では努力をされておると思うがです。それで、もし多く余るようであれば、ふだんからちょっとヒアリングとかをされておって、なかなかやりにくかったことを少し、人的なものもあるんですけども、人的なものも含めて何とか余裕があるのでちょっとやってみようじゃないかというような、そういうことまでできるんじゃないかというふうに思うわけでありまして。そういった予算を確保した以上はその執行に努めていただきたいということをお聞きをしたいと思いますが、再度お願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、今後も専決補正の前にも段階的に実績ベースというものを見据え

ながら、予算との均衡を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（小松紀夫君） ほかに。

3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 45ページの教育費、社会教育費の中で、一番上に公民館の修繕の減額が出ております。一応細部説明書のほうにも書いてありますが、もうちょっと詳しい説明をお願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

減額の理由は細部説明書のとおり入札減ということで、その事業内容につきましては、交換工事が操作盤、電灯盤、それと手動盤昇降装置、それから緞帳昇降装置、前幕開閉装置、つり物制御盤、電動スクリーンなどを交換しております。新規工事が緞帳遠方操作盤に対して入札減となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 今回皆さんの質問の中で、結局予算の減額についてが結構多いと思います。予算、正式な言葉はわかりませんが、枠取り系と入札減系ですね、自分の考えるところでは大きく2つあると思いますけども、公民館については、何年か前かな、まだ岡本課長じゃないときに一旦その監査のほうでスクリーンのほうで契約が無効であるとか何か違法であるとか、ちょっと下の言葉はわからん、忘れちゃったけども、かなり厳しい指摘を監査のほうから受けております。そういった面でその見積もりに対する精度をかなり上げておかないと、まあ言うたらちゃんとした入札とか、今言われちゃうようにそんな枠があるやったら別のこともできるんじゃないかとかいう指摘も大分出てくると思いますので、これ答弁いいですけど、かなり注意をした精度の高い見積もりをそれぞれの場所でとっていただくようお願いをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。1点伺います。

議案書35ページ、3目、保育園費の中の負担金、補助及び交付金で施設型給付費1,205万6,000円増額ということで細部説明書にも書かれていますが、「乳児の入所が見込みより多くなったことによる」増額ということですが、現状の乳児の定数及び状況、また内訳、トータル的な保育環境ですわね、再度言いましょうか。保育園費についての施設型給付費の増額部分についての現状の乳児の定数ですわね、それとあわせて、現状保育環境がそれによってかなり改善はされていってますが、まだまだ保護者等の要求も多いというふうに私どもは捉えてますが、現状を担当課はどう認識してるのか、まずお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

まず、その1,200万円ほどの増額については、細部説明書にもございますとおりゼロ歳児等の増ということで、平成29年度、昨年度から新改保育園でのゼロ歳の保育が始まったり、片地保育園のほうも平成28年度から始めてますけど、平成28年度は利用がなかったわけですが、昨年度は利用があったといったようなことで、ゼロ歳児あと1、2歳児の利用が昨年は多かった。そういったことで施設型給付費のほうは増となっております。そういったことを総合しますと、やはりゼロ歳児とか1、2歳児の保育の需要が大きいというふうに認識しております。なかなか施設の定員のほうで難しい部分もあります。現在の数字を申し上げますと、定員いっぱいのところはほとんどなんですけど、なかよし保育園のほうでゼロ歳児定員12人に対して児童入所数12人でございます。あけぼの保育園も同様に12人に対して12人、片地保育園が3人の定員に1人、新改保育園が3人に対して2人、美良布保育園のほうが9人に対して4人というような数字になっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 各施設の状況も聞いたんですが、若干まだあきがあるという認識でいいんですかね定数に対して、それちょっと確認です。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） そのゼロ歳児のあきにつきまして、片地・新改・美良布保育園についてはあきがございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 保育環境自体を平準化というかしていくということで、各保育ごとのね、そういう部分については順次事務が進んでいくということよろしいでしょうか。これだけの問題じゃなくてね、ほかの12時間保育の問題とかさまざまな部分での平準化というか、その水準の統一ですわね、そこら辺は進んでいるかどうかお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

保育職員、臨時職員の雇用についてもちょっと改善もありますので、これから今までのよりは環境が整えやすくなったとは考えています。なかなかそれも保育士の確保という部分ではまだまだ厳しい部分がございますので、全てを平準化するのはなかなかもう少し時間がかかるかとも思っておりますけども、努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 34ページでお伺いをします。

だんだんと意見も出ておりますように、過大見積もりかと思われるのがあると思うのですが、介護保険特別会計、介護保険費ですが1億8,895万3,000円の減額、これは単純な過大見積もりなのか、それとも軽度の要介護、要支援1・2の総合支援事業への移行なんかの影響もあるのでしょうか、それをお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

確かにこれは過大見積もりと言われれば過大見積もりかもしれませんが、介護保険の中の地域密着のほうの事業がやはり平成28年度から実施されてますが、その部分がやはり実際どれぐらいの量が発生するのかわからなかったということで、今回2億円ほど減額しております。そして、それを見越して平成29年度のことを考え、平成30年度のほうは2億円ほど落として予算を組んでおります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 平成30年度はそういうふうにならないように予算組みをしたということです、それは置きます。

もう1点、35ページの児童福祉総務費でお伺いします。

減額補正が667万円、細部説明書にもありますが、これによりますと、必要であった虐待防止対策コーディネーターと保健師と家庭児童相談員がそれぞれ確保できなかったということになりますね。児童虐待防止の事業に関しましては、必要度はずっと年々高まってきていると思いますので、この人員の確保はとても急がれる必要なことだと思うのですが、今、見通しと平成30年度はどういうふうに、もう既に確保できているかどうかお伺いをします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えをいたします。

まず平成29年度に関しましては、一応募集をいたしました。虐待防止対策コーディネーターのほうは応募がありましたんですが、一月でやめられたということがございます。それから、保健師に関してはそもそも応募がなかったと。それから、家庭児童相談員のほうはなかなか応募がありませんでしたが、12月に応募がありまして、その相談員さんに現在来ていただいているところでございます。平成30年度に関しましては、保健師に関しては、応募がないという見込みで減額をさせていただいておるかと思っております。家庭児童相談員については、平成29年度に来ていただくようになった方に引き続きお願いをしているという状況でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 家庭児童相談員は引き続きということですが、その虐待防止対策コーディネーター、例えば応募があったけど一月でやめたとか、それから保健師

さんはそもそも応募がなくて、平成30年度は予算化もしなかったとかいうことの説明だったと思うのですが、必要な人員であると思うんですね、応募そのものをしないというのはどういうことか。それで、その応募があっても一月でやめるというその辺の原因ですね、その賃金の額なのか、物すごく多忙で持ち切れないとかそういう事情なのか、その辺のことはきちんと分析をされていますか。必要というその前提に立ってやらんといかんと思うんですね、この人員の確保を、その点いかがですか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えをいたします。

必要性についてはもちろん承知をしておるところでございます。現在の要保護児童対策地域協議会の機能を強化するというところで、まず、家庭児童相談員の日々の業務、事務の充実を図るということをしております。県のほうからもいろいろその専門的な助言をいただきながら相談員を育てるということをやまずやって、それから、各要対協の機関をつなぐコーディネーターさんにおいでいただいて徐々に機能強化を図るという、ステップ・バイ・ステップで協議会の機能強化を図っていくという計画を立てております。それに従って、今回は家庭児童相談員の業務を充実させるということをやっていくということで、保健師に関しましては必要性は認めておりますが、平成30年度については予算化をしていないということでございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 報酬額についてはこれで問題ないのですか、低いということはありませんか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 申しわけございません。報酬につきましては、特段不満というようなことはございません。一月でやめるといったその状況についてのご説明が抜かっておりましたが、一月でやめるというのは個人差が恐らくあろうかと思っておりますが、やはり実際に要保護児童の家庭訪問をするであるとかいうなかなか困難な状況を前に、ご本人さんの適性がどうかということをご本人で考えられたということで、一月でやめられたということはあるかと思っております。ただ、家庭児童相談員については順調にスキルを上げていただいている状況でございますので、やはり個人差の範囲でということと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

40ページの商工業振興費の一番上のチャレンジショップ事業補助金について96万2,000円の減額ということで、ちょっとお尋ねしちよきたいのは、チャレンジショップ事業の現状と、できたらやっぱりこういう事業は満額使ってもらいたいようなところ

ろなんです、そこのところを現状踏まえてお尋ねするものです。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

チャレンジショップ事業補助金につきまして、今回の減額につきましては、飲食店のチャレンジショップを行うに当たりまして、整備した際の内容変更により生じた不用額となっております。現在のところ3区画のチャレンジの施設が入ってございまして、1区画で整体の方がチャレンジャーとして活躍していると聞いております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

ふらっと中町の中の展開ということですが、この事業自体はふらっと中町やなくともできるということじゃないんですかね実際、ふらっと中町と限定してると私はちょっと認識してないんですが。そこのところで他のそのチャレンジショップする部分の展開はあるのか、ちょっと認識が違ってたら指摘いただきたいんですが、それも踏まえて。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

現在3区画につきましてもふらっと中町ですし、チャレンジショップ、この事業につきましては、ふらっと中町だけの事業というふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 空き店舗の利用の補助金もあったと思うんですが、これは今回の議案じゃないんですけど。ということは、ふらっと中町以外で店舗を利用してやりたいというときには、やっぱり空き店舗の補助金なんかを申請されてやっていると状況はあるのか、関連して伺いますが。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

ちょっと私のまだ知識不足でして、ただいまちょっとよう答えません。申しわけないです（後に答弁あり）。

○議長（小松紀夫君） 後ほどの答弁でよろしいですか。

（13番、山崎龍太郎君、自席から「構いません」と発言する）

○議長（小松紀夫君） 後でいい。ほかに質疑はありませんか。

17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 先ほどと同じ節ですが、その下に香美市買物困難地域店舗維持確保事業費補助金の減額があります。これのその状況、せっかくこの9月の補正で700万円からの事業費として上げたのにこういう大きな減額になる。そこにはどういう課題があつて、何店舗がどのような使い方をされたかをご説明お願いします。

- 議長（小松紀夫君） 商工観光課長、竹崎澄人君。
- 商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。香美市買物困難地域店舗維持確保事業費補助金の減額についてお答えいたします。
- 平成29年度の事業につきましては、香北町の1店舗と物部町の1店舗の計2店舗が事業を行いました。当初計画していたところから事業取り下げをした事業者が1つあったこと、それと、事業を行いましたけども補助対象外となった経費がございまして、それを含めた減額となっております。
- 議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。
- 5番、森田雄介君。
- 5番（森田雄介君） 34ページでお伺いをいたします。
- 民生費の1項、社会福祉費の4目、老人福祉費の19節、負担金、補助及び交付金です。この中の既存高齢者施設等のスプリンクラー整備事業費補助金があります。マイナス212万2,000円の減額です。細部説明書は8ページの上から12行目、13行目あたりなんですけれども、読みますと「設置面積を見直したことによる」と、この減額でというふうに書かれております。素直に読めば、条件が緩和をされて設置しなくてよくなったのかなとも思いましたが、そこら辺の事情をお伺いをいたします。
- 議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。
- 健康介護支援課長（前田哲夫君） この件につきましてはスプリンクラー設置、当初339平米の申請がありましたが、実際基準面積ということで110平米に減少したと。設計から建築という形で、一応設置の関係で必要なかった部分もあったということで面積が減っております。それによって減額になっております。
- 以上です。
- 議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。
- 5番（森田雄介君） そしたら、ちょっと教えてもらわないかんかもしれませんが、基準自体はこの110平米であって、もとのこの339平米というのはあれでしたか、ちょっと基準よりももっと設置をしようというような意味合いでの予算であったのかということをお聞かせください。
- 議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。
- 健康介護支援課長（前田哲夫君） この面積は基準面積以上のものを申請したということになっております。ですから、実際は110平米の部分であったけれども、それ以上のものを申請したと。申請というか、うちのほうに話があったということになっております。
- 議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。
- 5番（森田雄介君） 事情はわかりました。そしたら、もともとそれ以上に設置をしようとしたということは、そういう安全装置ですからね、ちょっと基準以上に設置をしようという意味合いがあったというふうにも思うわけです。できれば、安全のために

は設置すればよかったんじゃないかなというふうにも逆に思ってしまったんですけども、そこら辺何か事情がおわかりでしたら、済みません、お願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

詳しくは聞いておりませんが、やはり設置する場所、事業所の設計のほうと話しした結果、こういう形の少ない部分でも大丈夫だということも聞いておりますので、減っておるのはそういうことだと思います。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 43ページで伺います。

9款、消防費の5目、災害対策費、19節の負担金、補助及び交付金の自主防災組織活動支援事業、これが660万円減額になっています。平成29年度の当初予算が925万円で、平成30年度の予算も同額でした。それで減額の額を見ますと、265万円しか使われてないことになるんですが、これをどのように評価をしてるんでしょうか、また今年度も同じような額になってるんですけども、そのあたりをお聞きします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

今回の減額の原因となった内訳でございますけれども、まず災害時協力井戸整備事業の補助金、こちらが180万円の減額、それから自主防災組織が行います資機材整備、これ新規分が270万円の減額、それから再整備が210万円の減額という内訳になっております。それぞれ、井戸につきましては、20件の予算を組んでおったところ1件しか申請がなかったといったところですが、資機材整備につきましては、それぞれ10件の予算を見積もっておったところですけども、新規整備につきましては1件、再整備については3件という実績でございました。

こちらの補助制度につきましては、これからますます南海トラフ地震の危険性が高まってくるといったこともございますので、補助金の活用を呼びかけて、こういった事業が進むようにというふうに進めたいというふうには考えておるところでございます。災害時協力井戸の補助制度につきましては、平成30年度から補助額を引き上げまして、補助団体が負担する額につきましては負担額なしといった制度に改めて、普及促進を図りたいというふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 23ページ。ごめんなさい、入が23ページです。出で言ったほうがえいと思いますので、出が30ページの企画費の負担金、補助及び交付金のうちの結婚新生活支援事業費補助金240万7,000円減ということで、これ実際利用は

あったんですかね。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

申請件数が4件ということで、結婚の新生活ということで引っ越しの費用とか、また敷金、礼金とかそういうふうに補助を出しております。また、内訳としましても、県外から、岡山とか徳島、高知市からも来ていただいている方もおりますので、移住のほうにもつながっていると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） これ2年目ですよ、やり始めて。1年目は4つぐらいの自治体が手を挙げて、去年はもうちょっと多かったんですけども、目標がもうちょっとあったよね、30件ぐらいでしたか。1件これ30万円ぐらいの補助ですかね。ほんで、これ見るといわゆる総合戦略に位置づけて、ちゃんとKPI決めてやるということで認められてる事業ですよ。今年の予算をちょっと見抜かっているんですけど、今年は幾らぐらいになってました？

わからん。それはこのあれじゃないきえいけど。全体的に言うと、「いなかみ」さん頑張ってるのでね、ぜひこれも活用するというか、いろんなところでPRをやったほうが良いと思うんで、ぜひ。まだ県下で半分も手を挙げてないんでね、香美市の独特の、独自というかこういうのがありますよということ、もう少しPRもしたらいいんじゃないかなと思いますので、その点も含めて頑張ってくださいね。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

補助金のほうも平成29年度は24万円でしたけれど、今年平成30年度は30万円ということになっております。PRのほうとしましては広報でも載せておりますし、あと不動産屋さんのほうにもいろいろチラシなども置いていただいております。また、一緒に啓発等も順次やっていきたいと考えております。また、ホームページのほうにも載せております。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 同じ30ページの5目、財産管理費の中の13節の委託料、省エネ法に関する管理標準等策定業務委託のところですが、この減額の説明を7ページで見ると、「委託内容の変更による」ということですが、委託内容がどのように変更になったのでしょうか。それと、この業務は平成29年度いつごろに完了したのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 省エネ法に基づき定期報告及び中長期計画を策定してお

るところなんです、管理標準を平成30年度着手ということにしたため、減額となりました。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） その策定を計画してたけど、平成30年度にするということで減額と、その判断をされたのはいつごろ。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 申しわけございません。その辺についてはちょっと知識不足でございまして、調べておりません。また、ご報告させていただきたいと思えます（後に答弁あり）。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 34ページでお聞きをいたします。

先ほどのスプリンクラーの部分ですけれども、この減額の状況はわかりましたが、今年の4月から一定面積の宿泊施設なんかは義務づけられたということですのでけれども、香美市内の施設の中では、もうこれで全部設置が整ったのかっていう点をお聞きしたいと思えます。

それと、その上の委託料の生活管理指導員派遣事業、これ平成28年度もたしか利用がなくて、平成29年度も全額減額ということになっておるわけですけれども、介護保険のほうの対象ということになってということなのかと思うんですけれども、状況的にはこういうサービスがあることを知らないという方もおいでるんじゃないかと思うんですが、そのあたりの広報的なこととか含めてお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） まずスプリンクラーの件ですが、高齢者の施設、もうこれ施設のほうは全部スプリンクラーつきました。そして、先ほど言いましたもう一つの質問ですが、生活管理指導員派遣事業、これはやはり介護保険の移行に伴うことでもあって、申請の話はありますが、やはり包括支援センター、それからケアマネからのいろいろ相談によって、申請のほうの話はありますがやはり介護保険のほうに移行していくということで、使用する方がいなかったということでもあります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 37ページの衛生費の香北健康センターセレネ費のことですが、今回、設計監理委託料がこの説明にも入札減ということで書かれてますが、12月補正で上げましたよね、その入札減になる、ある意味いいともとれるんですが、大きく違うのは、やっぱり当初の見積もりが誤ってたということ、それとも何か仕様が変わったとか、そういうことなのでしょうか。

- 議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。
- 健康介護支援課長（前田哲夫君） 仕様は変わっていませんが、この見積もりにつきましては、建設課の指数に基づいてこの設計監理のほうはさせていただきました。それによって入札したところがこういった減になったということになります。
- 以上です。
- 議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。
- 議長（小松紀夫君） 質疑がないようでございますので、これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。討論はありませんか。
- 議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
- これから、承認第1号を採決します。
- 本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。
- （賛成者起立）
- 議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。
- 暫時休憩します。
- （午前11時01分 休憩）
- （午前11時14分 再開）
- 議長（小松紀夫君） 正場に復します。
- 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 先ほどの答弁抜かりがございますので、発言を許します。商工観光課長、竹崎澄人君。
- 商工観光課長（竹崎澄人君） 先ほどの山崎龍太郎議員のご質問にお答えいたします。ご質問にありました空き店舗等利活用助成事業につきましてお答えします。
- チャレンジショップにつきましては、どちらかということこれからチャレンジしていくと、お試しをしていくというような内容になってまいります。それと空き店舗のほうにつきましては、もう既に店舗のほうで実際に活動していきたいという方々を受け入れる事業でございます。例年で200万円の予算を計上して4件の受け入れができるということになっておりまして、平成29年度につきましても4件の方が事業を行ってございます。
- 以上です。
- 議長（小松紀夫君） 管財課長、秋月建樹君。
- 管財課長（秋月建樹君） 依光美代子議員の省エネ法に関する管理標準等策定業務委託の減額についての件についてお答えいたします。
- まず前段に、省エネ法による管理標準等を策定しなければならないというのが、電気料等で年間原油換算で1,500キロリットル相当以上を消費する場合策定しなければならないということになっておりまして、これが香美市役所がずっと微妙な線で行っておりまして、平成23年ごろからこの予算を上げさせていただいていたところなんです

が、平成29年度に1,500キロリットルを超えて省エネ法による特定事業者ということになったことにより、省エネ法に基づき定期報告及び中長期計画を策定したところなのですが、平成29年度は方針を決定させていただいて、平成30年度に省エネに取り組むための個別の施設の削減計画ということで、平成30年度に策定するということが内部で決定をしたことにより、減額ということにさせていただきました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 次に、日程第5、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成29年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年4月26日提出、香美市長 法光院晶一

専決処分事項、平成29年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

承認2-3ページをお願いいたします。

平成29年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度香美市の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,309万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,843万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年3月30日専決、香美市長 法光院晶一

提案内容につきましては、細部説明書のとおりです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 補足説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 課長のほうから訂正もあったところですが、ちょっと基本的なことを伺います。

この繰越明許費補正と繰越明許費と、こういう今回は第2条関係が地方自治法云々と書いて「第2表 繰越明許費」によるということで、次の議案の公共下水道の関係やったら繰越明許費補正のままというところで、この使い分けはどうなってるのか、そのことをお願いします。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

変更という場合は、補正前に金額があった場合、補正後の金額との比較になってきます。それで、今回その簡易水道につきましては、繰越明許費の中で新たに金額が発生したものでありまして、ゼロから数字が発生するということになります。その違いで文言が変わってきているということでもあります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 確認です。

6ページに繰越明許費ということで、公共下水道工事に伴う配水管布設替事業がゼロであったと。この事業自体はもともとあったけど、これは何も補正してなくて、それが補正後に453万5,000円プラスになったから、これは補正じゃなくて繰越明許費という表記になったという認識でいいのか、確認です。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 当初は平成29年度で全て事業を終わるという予定でしたが、事業の執行が平成29年度で困難ということがわかりましたので、その時点で当該金額を平成30年度に繰り越すということでもあります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第2号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

次に、日程第6、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成29年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 承認第3号、専決処分事項の承認を求めること
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり
専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年4月26日提出、香美市長 法光院晶一

専決処分事項、平成29年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

承認3-3ページをお願いいたします。

平成29年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成29年度香美市の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めると
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,410万7,000円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,417万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳
出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年3月30日専決、香美市長 法光院晶一

提案内容につきましては、細部説明書のとおりであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 補足説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 先ほどの関連で聞きます。

3-7ページ。先ほどの理屈で言ったら、1項目め、2項目めと4項目めが繰越明許
費であって、3項目めが繰越明許費補正となると思いますが、そういう分けての記載と
いうことは必要ないということでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） この場合は必要ありません。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） その根拠を示してください。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） この場合はゼロから新たに金額が発生した場合
と金額が変更になった場合、二通りがあるわけですが、この場合につきましては全て繰

越明許費補正の内容で問題はないというふうになります。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） なぜしつこく聞くかと言うと、今後のこともありますので、今まで私どもの認識では常に繰越明許費の補正という格好で出てきたというふうに思いますが、今回こういうふうに変更になった背景等をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 先ほども簡易水道のほうでも説明をさせていただきましたが、平成29年度で執行する、完了する予定の事業が平成30年度に発生したのが一つであります。その場合は1件で、ゼロから数字が発生しているということでの変更と。今回の場合は補正前の数字が補正後が変わるとということと、ゼロから新たな数字が発生すると、この二通りが混在しているわけですが、この場合につきましては、先ほど説明しました繰越明許費の補正の文言になってくるということでありまして、自分の記憶では、今までこういったケースは余りなかったんじゃないかなということですので、以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑は。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 私が聞いているのは背景であって、今までは別に違法なことをしてたわけじゃないと。ただ、どっかの指摘があってこういうふうになったのかということ、最後確認します。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 当初うちが作成した内容について、企画財政課のほうから指摘を受けたというのが背景であります。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第3号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、承認第3号は、原案のとおり承認されました。

日程第7、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年4月26日提出、香美市長 法光院晶一

専決処分事項、平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

承認4-3ページをお願いいたします。

平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,533万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成30年3月30日専決、香美市長 法光院晶一

提案内容は議案細部説明書のとおりです。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小松紀夫君） 補足説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 1点だけ。9ページの受益者分担金現年分、かなり半分ぐらいの最終的には133万2,000円と金額になってますけれども、実際のところどうですかね、今この特環のほうですけれども、かなりこの分担金の施設をつける部分で言うと低調な感じがしてるんですが、課長は今後の展望を踏まえてどのようにお考えなのか伺います。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

当初では20戸想定見込みで予算を上げちゃったわけですが、実際11戸ということで、これにつきましては課としても引き続き周知を、市民の方に利用を図っていくしかないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありますか。

○議長（小松紀夫君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第4号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、承認第4号は、原案のとおり承認されました。

日程第8、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成29年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年4月26日提出、香美市長 法光院晶一

専決処分事項、平成29年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）承認5-3ページをお願いいたします。

平成29年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ246万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,270万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成30年3月30日専決、香美市長 法光院晶一

提案内容は細部説明書のとおりです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 補足説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第5号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、承認第5号は、原案のとおり承認されました。

日程第9、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成29年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長(植田佐智君) 承認第6号の補足説明を行います。

承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

平成30年4月26日提出、香美市長 法光院晶一

専決処分事項、平成29年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)

平成29年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)

平成29年度香美市の国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,946万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億9,800万1,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月30日専決、香美市長 法光院晶一

提案内容の詳細は、細部説明書20ページのとおりです。

以上、よろしくお願ひします。

○議長(小松紀夫君) 補足説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議長(小松紀夫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長(小松紀夫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第6号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、承認第6号は、原案のとおり承認されました。

日程第10、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成29年度

香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

平成30年4月26日提出、香美市長 法光院晶一

専決処分事項、平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）

平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）

平成29年度香美市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億130万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億9,262万6,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月30日専決、香美市長 法光院晶一

詳細につきましては、細部説明書の21ページに記載しています。

よろしく申し上げます。

○議長（小松紀夫君） 補足説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第7号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、承認第7号は、原案のとおり承認されました。

日程第11、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成29年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 説明します。

承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり

専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年4月26日提出、香美市長 法光院晶一

専決処分事項、平成29年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）

平成29年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）

平成29年度香美市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ180万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,129万5,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月30日専決、香美市長 法光院晶一

詳しいことは、議案細部説明書の22ページに記載しています。

よろしく申し上げます。

○議長（小松紀夫君） 補足説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第8号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、承認第8号は、原案のとおり承認されました。

日程第12、承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 承認第9号の補足説明を行います。

承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年4月26日提出、香美市長 法光院晶一

専決処分事項、平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

平成29年度香美市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めると

ころによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ299万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,475万7,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月30日専決、香美市長 法光院晶一

提案内容の詳細は、細部説明書22ページのとおりです。

よろしく申し上げます。

○議長(小松紀夫君) 補足説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長(小松紀夫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長(小松紀夫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第9号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、承認第9号は、原案のとおり承認されました。

日程第13、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長(公文 薫君) 承認第10号の説明をさせていただきます。

承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年4月26日提出、香美市長 法光院晶一

専決処分事項、香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について

地方税法の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)の施行に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年3月31日専決、香美市長 法光院晶一

香美市税条例等の一部を改正する条例、条文につきましては省略させていただきます。

概要につきましては、細部説明書23ページをごらんください。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長(小松紀夫君) 補足説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

議案書で10-1ページで、第1条の関係で4段目か、第24条第1項中に始まって、「125万円」を「135万円」に改めるということと、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めるということを書かれています。まず、この同一生計配偶者というこの規定ですわね、まあまあ厳しくなったというふうに思うんですけど、控除対象配偶者からいったら。そこのところをちょっと説明いただきたいということと、それと細部説明書の中の①で私が聞きたいのは、平成33年度以後の個人市民税における非課税の範囲改正ということになってますけれども、実際のところ、黒の丸で書かれておりますが、均等割非課税限度額を28万円を38万円にしていくということと相まって、下に書かれています寡婦又は寡夫等の部分が現行125万円を135万円ということで対象が広がっていくという認識でいいかと思うんですが。現実問題、これが平成33年というかなり先の施行になるということがどうしてなのかという、まあまあ上からの決まりと言うたらそれまでですが。

それとあわせましてもう1点、よく市民税の申告に来られてて、あなたは寡婦で125万円以下の所得だから非課税ですよということで、申告の必要がないみたいなことを聞いたような例もありますが、実際そういうところの説明責任ですわね、どういうふうに果たしていくのか。

以上3点になりますが、答弁を求めます。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） お答えさせていただきます。

最初の「控除対象配偶者」が「同一生計配偶者」となりました経緯につきましては、後ほど調べて説明をさせていただきたいと思っております（後に説明あり）。

次に、平成33年からの施行ということにつきましては、これは国から同様の控除等の変更となってきますので、システムの控除額等を変更するという観点からも一定の時間が必要であったということで、3年間の期間を設けたということであると思われま。

第3点目の申告時の説明責任につきましては、従来も説明はさせていただいてると思っておりますが、こちらのわかっていることで説明をするというよりは、相手方に立ったきちんと細かな説明をしていくことをこれからも課員にも求めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 答弁は後ほどよろしいですか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 最初の点については、「控除対象配偶者」というのが「同一生計配偶者」というふうな、まあまあ読んで字のごとくと思うんですけど、そのところを確認したかったところでもありますので、後ほどで結構です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第10号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、承認第10号は、原案のとおり承認されました。

日程第14、承認第11号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） それでは、承認第11号の補足説明をします。

承認第11号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年4月26日提出、香美市長 法光院晶一

専決処分事項、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）の施行に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年3月31日専決、香美市長 法光院晶一

改正条文は省略させていただきます。

また、詳細は細部説明書23ページをごらんください。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（小松紀夫君） 補足説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 5割軽減が現行27万円から27万5,000円、2割軽減が現行49万円から50万円に引き上げられるということですがけれども、この対象者数についてお聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えいたします。

5割軽減の5,000円増額により対象となる世帯は790世帯で15世帯の増、被保険者は1,417名で30名ふえます。2割軽減の1万円増額により対象となる世帯は511世帯で5世帯の増、被保険者は932名で9名ふえます。ただし、今言いました数字は、平成29年の所得が確定しておりませんので、平成28年の所得をもとに今月1日現在の被保険者から対象世帯を試算したところでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 今対象世帯が述べられましたけども、この財源はどれを充てるのかお聞きをします。多分国からの新たな補填分なのか、1,700億円の分なのか、お聞きをします。

（サイレンにより中断）

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 確認しまして、後ほどお答えさせていただきます（後に説明あり）。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第11号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、承認第11号は、原案のとおり承認されました。

暫時休憩します。

（午後 0時01分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

午前中の質疑に対する答弁を求めます。税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） 山崎龍太郎議員さんのご質問の中で、「同一生計配偶者」の文言についてのご質問がありましたことにつきまして答えさせていただきます。

平成29年度まで使っていたものと同様のものの呼び方が変わったということで解されると理解しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 大岸議員の承認第11号についてのご質問にお答えします。

軽減対象の拡大に伴う減税分の財源ですが、議員のおっしゃった国・県が負担しますところの保険基盤安定負担金と国保税で賄うこととなります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） お諮りします。日程第15、同意第1号、副市長の選任についてから日程第23、同意第9号、監査委員の選任についてまでの案件は人事案件であります。香美市議会運営申し合わせ事項第6項第2号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、同意第1号から同意第9号までは、質疑、討論を省略することに決定をいたしました。

日程第15、同意第1号、副市長の選任についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） 同意第1号、副市長の選任について

香美市副市長に下記の者を選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市香北町太郎丸701番地

氏 名 今 田 博 明

生年月日 昭和35年9月10日

平成30年4月26日提出、香美市長 法光院晶一

お手元に参考資料を配付してありますのでごらんください。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 補足説明が終わりました。

これから、同意第1号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで、先ほど選任の同意をいただきました今田副市長が議場におられますので、ご挨拶をいただきたいと思っております。今田副市長。

○副市長（今田博明君） 先ほど選任いただきました今田でございます。香美市におきましては、少子高齢化に伴います人口減少、また南海地震対策、そして産業振興対策と課題は山積でございますが、2期目を迎えました法光院市長をしっかりと補佐しまして、一歩ずつ香美市の発展につながるよう努力したいと思いますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小松紀夫君） どうもありがとうございました。

日程第16、同意第2号、教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） 同意第2号、教育委員会教育長の任命について

下記の者を教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町須江451番地

氏 名 時 久 恵 子

生年月日 昭和23年8月31日

平成30年4月26日提出、香美市長 法光院晶一

以上でございます。

なお、お手元に参考資料を配付しておりますのでごらんください。

○議長（小松紀夫君） 補足説明が終わりました。

これから、同意第2号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、先ほど任命の同意をいただきました時久教育長が議場におられますので、ご挨拶をいただきたいと思っております。時久教育長。

○教育長（時久恵子君） 香美市の教育をつくる仕事に続けて取り組ませていただけますことに、心より感謝を申し上げます。今期からは新教育委員会制度による教育長としての役割であり、職責の重みをますます強く感じています。子どもたちや市民の皆様の期待に添えるように、また香美市以外の方々にも、あの町で子育てをしたい、そして学びたいと思っていただけるような「よってたかって教育」で弾む、質の高い香美市の教育を目指して全力を尽くす所存です。今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小松紀夫君） どうもありがとうございました。

日程第17、同意第3号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） 同意第3号、教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 高知市縄手町39-1-506

氏 名 浜 田 正 彦

生年月日 昭和29年3月8日

平成30年4月26日提出、香美市長 法光院晶一

お手元に参考資料を配付しておりますのでごらんください。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 補足説明が終わりました。

これから、同意第3号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、同意第3号は、原案のとおり同意することに決定をしました。

日程第18、同意第4号、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） 同意第4号、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を香美市固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町佐野693番地

氏 名 前 田 巧

生年月日 昭和22年6月13日

平成30年4月26日提出、香美市長 法光院晶一

お手元に参考資料を配付しておりますのでごらんください。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 補足説明が終わりました。

これから、同意第4号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、同意第4号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第19、同意第5号、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） 同意第5号、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を香美市固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町山田1654番地

氏 名 鈴 江 章 宏

生年月日 昭和48年11月11日

平成30年4月26日提出、香美市長 法光院晶一

お手元に参考資料を配付してありますのでごらんください。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 補足説明が終わりました。

暫時休憩します。

（午後 1時10分 休憩）

（午後 1時17分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、同意第5号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立多数であります。よって、同意第5号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第20、同意第6号、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） 同意第6号、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を香美市固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町旭町4丁目4番6号

氏 名 中 村 健

生年月日 昭和51年11月23日

平成30年4月26日提出、香美市長 法光院晶一

お手元に参考資料を配付しておりますのでごらんください。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 補足説明が終わりました。

これから、同意第6号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立でございます。よって、同意第6号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第21、同意第7号、香美市固定資産評価員の選任についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山中俊明君。

- 総務課長（山中俊明君） 同意第7号、香美市固定資産評価員の選任について
下記の者を香美市固定資産評価員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第26号）第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年4月26日提出、香美市長 法光院晶一

記

住 所 香美市香北町葦生野429番地6

氏 名 公 文 薫

生年月日 昭和39年9月6日

お手元に参考資料を配付してありますのでごらんください。

以上でございます。

- 議長（小松紀夫君） 参考資料がないです。
○総務課長（山中俊明君） 申しわけございません。参考資料はございません。
○議長（小松紀夫君） 補足説明が終わりました。

これから、同意第7号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、同意第7号は、原案のとおり同意することに決定をしました。

日程第22、同意第8号、監査委員の選任についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山中俊明君。

- 総務課長（山中俊明君） 同意第8号、監査委員の選任について
下記の者を香美市監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町楠目1205番地1

氏 名 岡 本 明 弘

生年月日 昭和29年5月3日

平成30年4月26日提出、香美市長 法光院晶一

お手元に参考資料を配付しておりますのでごらんください。

以上でございます。

- 議長（小松紀夫君） 補足説明が終わりました。
これから、同意第8号を採決します。
本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、同意第8号は、原案のとおり

同意することに決定しました。

日程第23、同意第9号、監査委員の選任についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） 同意第9号、監査委員の選任について

下記の者を香美市監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町旭町3丁目1-28

氏 名 岩 崎 昭 雄

生年月日 昭和30年10月12日

平成30年4月26日提出、香美市長 法光院晶一

お手元に参考資料を配付しておりますのでごらんください。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 補足説明が終わりました。

これから、同意第9号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、同意第9号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第24、香美市選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを議題とします。

本選挙につきましては、現在の選挙管理委員の任期が5月24日をもって満了となるため、地方自治法第182条の規定に基づき、委員及び同補充員をおのおの4人選挙する必要があります。

お諮りをします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りをします。指名の方法については、お手元に配付をしてあります候補者名簿によって議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、候補者名簿によって議長が指名することに決定しました。

初めに、選挙管理委員を指名します。松尾禎之君、岡本博臣君、西 幸恵さん、岡本由美さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を香美市選挙管理委員の当選人と定め

ることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をしました松尾禎之君、岡本博臣君、西 幸恵さん、岡本由美さん、以上の方が選挙管理委員に当選をされました。

次に、選挙管理委員の補充員を指名します。第1順位、高橋千恵さん、第2順位、中澤牧生君、第3順位、横谷勝正君、第4順位、萩野タミ子さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を香美市選挙管理委員の補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1順位、高橋千恵さん、第2順位、中澤牧生君、第3順位、横谷勝正君、第4順位、萩野タミ子さん、以上の方が順序のとおり選挙管理委員の補充員に当選をされました。

これで香美市選挙管理委員及び同補充員の選挙を終わります。

日程第25、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件について、お手元に配付をしてあります資料のとおり議員を派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、配付資料のとおり派遣することに決定をしました。

この際お諮りをしておきます。ただいま決定をしました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任をお願いしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定をしました。

以上で今臨時会に付された議案は全て議了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますのでこれを許します。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 平成30年第3回香美市議会臨時会閉会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

本臨時会に上程しました議案につきまして、それぞれ適切なるご決定を賜りまことにありがとうございます。心よりお礼を申し上げます。

ただ、今臨時議会に提出をいたしました議案書につきましては訂正の箇所がたくさんございまして、大変ご迷惑をおかけし申しわけございません。今後、提出に当たりましては精査、確認を徹底いたしまして、精度の高い事務執行に心がけてまいりますのでどうかよろしく願いいたします。

さて、いよいよ大型連休も目前となりました。穏やかな天候に恵まれるとの予報もございますことから、多くの人出が見込まれるのではないかというふうに考えております。高知県では幕末維新博第二幕が先日開幕をいたしました。県内25会場に対して、多くの観光客の皆様が土佐の歴史や文化、また食などを楽しんでいただけるのではないかというふうに思っています。来年の観光テーマは自然体験型観光でございます。龍河洞を初めとする香美市の豊かな自然も人気になることと思います。ぜひ多くの皆さんを香美市にお迎えできるように取り組んでまいりたいと思いますので、議会の皆様方には一層のお力添えをよろしくお願いをいたします。

終わりにりましたが、議員の皆様のご健勝と今後一層のご活躍を祈念申し上げます。甚だ簡単ではありますが閉会に当たりましての挨拶をさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） これをもちまして、平成30年第3回香美市議会臨時会を閉会します。

（午後 1時29分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 3 0 年 第 3 回

香美市議会臨時会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成30年第3回香美市議会臨時会
会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日（曜日）	会 議 等	
第1日	4月26日（木）	本会議	<ul style="list-style-type: none">・会議録署名議員の指名・会期の決定・諸般の報告・議案提案 説明～採決・選挙管理委員及び同補充員の選挙

議会運営委員会の協議結果の報告

（平成30年第3回香美市議会臨時会）

平成30年第3回香美市議会臨時会について、議会運営委員会で協議した結果は次のとおりです。

1 臨時会の会期及び会議について

- （1） 会期は本日1日とします。なお、会議の都合により会期の延長を必要とする場合は議長に一任します。
- （2） 会議は予定表のとおりであり、委員会の付託を省略して、本会議で審議採決します。
- （3） 同意案（人事案件）については、質疑、討論を省略します。

2 その他の協議事項

- （1） 香美市選挙管理委員及び同補充員の選挙は、指名推選で行います。

平成30年4月香美市議会臨時会議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
承認第1号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成29年度香美市一般会計補正予算(第13号)	原案承認	30. 4. 26
承認第2号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成29年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案承認	30. 4. 26
承認第3号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成29年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	原案承認	30. 4. 26
承認第4号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案承認	30. 4. 26
承認第5号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成29年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	原案承認	30. 4. 26
承認第6号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成29年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)	原案承認	30. 4. 26
承認第7号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成29年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第5号)	原案承認	30. 4. 26
承認第8号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成29年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1号)	原案承認	30. 4. 26
承認第9号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)	原案承認	30. 4. 26
承認第10号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について	原案承認	30. 4. 26
承認第11号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案承認	30. 4. 26
同意第1号	副市長の選任について	原案同意	30. 4. 26
同意第2号	教育委員会教育長の任命について	原案同意	30. 4. 26
同意第3号	教育委員会委員の任命について	原案同意	30. 4. 26
同意第4号	香美市固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案同意	30. 4. 26
同意第5号	香美市固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案同意	30. 4. 26

事 件 の 番 号	件 名	議 決 結 果	議 決 年 月 日
同 意 第 6 号	香美市固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案同意	30. 4. 26
同 意 第 7 号	香美市固定資産評価員の選任について	原案同意	30. 4. 26
同 意 第 8 号	監査委員の選任について	原案同意	30. 4. 26
同 意 第 9 号	監査委員の選任について	原案同意	30. 4. 26